

# 第1回教育委員会定例会会議録

平成24年1月24日（火）

場所：国立市役所教育委員会室

出席委員	委員長	佐藤路子
	委員長職務代理者	
	委員	嵐山光三郎
	委員	山口直樹
	委員	城所久恵
	教育長	是松昭一
出席職員	教育次長	兼松忠雄
	教育庶務課長	武川芳弘
	学校指導課長	渡辺秀貴
	生涯学習課長	小林孝司
	給食センター一所長	村山幸浩
	公民館長	石田進
	図書館長	森永正
	指導主事	窪田香

国立市教育委員会



午後2時00分開議

○【佐藤委員長】 皆様、こんにちは。大寒を迎えるあたりから寒さも一段と厳しくなってきました。一方、沖縄県国頭郡本部町では緋寒桜の開花が始まり、先週末からはさくら祭りが開催されているそうです。中学3年生にとっては、私立の高校の推薦入試が始まり、今週末には都立高校の推薦入試も行われます。これからシーズン本番を迎える多くの受験生が、厳しい冬を乗り越えて大きく成長し、春にはそれぞれにすてきな花を咲かせることを願っています。この1年、教育委員会は力を合わせて国立市の教育の充実に取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これから平成24年第1回教育委員会定例会を開催します。

議事に入ります前に、1月1日付で城所久恵さんが教育委員に任命されておりますので、ご紹介いたします。

それでは、城所委員にごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○【城所委員】 ただいまご紹介いただきました城所久恵と申します。今月1日付で保護者枠ということで教育委員に就任させていただきました。ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、第六小学校で役員をしていたそのご縁でこのような形となりました。一緒にやらせていただきたいと思います。

このたび、こういう形で教育というものにかかわらせていただくようになったのですけれども、私の中で人というものは生涯学び、それを受け取るといいますか、それで自分がどんどん変化していった成長していく存在であると私はとらえています。

本当に学んだことが知識だけにとどまらないで、その人の中に腑に落ちるといいますか、その人の血や肉になることで、やっとそのものが使えるのではないかと思います。そのことでどんどん人生が豊かになっていくのではないかととらえています。

子どもたちのみならず多くの方々がたくさんのことを学んで、それを自分のものとして、より人生を豊かにしていただきたいと思います。

私にできることしかできないと思いますが、一生懸命やらせていただきたいと思いますので、どうぞ皆様、お力をお貸しください。よろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

きょうの会議録署名委員を嵐山委員にお願いします。よろしいでしょうか。

○【嵐山委員】 はい。

○【佐藤委員長】 それでは、本日の審議案件のうち、議案第2号、国立市公民館条例の一部を改正する条例案についてと、議案第3号、国立市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則案については関連する議案ですので、一括審議した後、個別採決することとし、議案第4号、国立市図書館条例の一部を改正する条例案についてと、議案第5号、国立市図書館協議会運営規則の一部を改正する規則案についても同様の取り扱いとしたいと思います。なお、議案第6号、教育委員長職務代理者の選出については人事にかかわる案件ですので秘密会といたしますが、それではよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、議事に入ります。

◇  
○議題(1) 教育長報告

○【佐藤委員長】 最初に、教育長報告をお受けいたします。是松教育長、お願いします。

○【是松教育長】 それでは、昨年12月の定例会以降、昨日までの教育委員会の主な事業についてご報告申し上げます。

新年に入りましてからですが、1月4日水曜日、城所教育委員が、1月1日付で市長より教育委員としての辞令の交付を受けております。

1月5日木曜日に、校長会を開催いたしました。

1月6日金曜日、給食センターの献立作成委員会を開催いたしました。

1月9日月曜日には、国立市の成人式式典を挙行いたしました。

1月10日火曜日、この日より3学期が始業しております。

同日、中学生東京駅伝の結団式を行いました。また、同日夜に、公民館運営審議会を開催しております。

1月11日水曜日、この日より3学期の給食を開始いたしました。

同日、副校長会を開催いたしました。また、東京都市教育長会が開催されまして、教育長が出席いたしました。

1月12日木曜日には、東京都市町村教育委員会連合会の理事会並びに理事研修会が開催され、教育委員長が出席されておられます。

1月16日月曜日、小中学生の「万引き防止標語・ポスター展」を市役所の市民ロビーで開始いたしました。20日まで開催いたしましたところでございます。

1月17日火曜日、給食センター物資納入登録業者選定委員会を開催いたしました。

同日夜に、社会教育委員の会を開催しております。

1月18日水曜日には、中学生生徒会役員と教育委員の懇談会を開催いたしました。

1月19日木曜日、図書館協議会を開催いたしました。

同日、市議会の第1回臨時会本会議が開催されております。これは住基ネット接続の賛否を問う住民投票条例案の審議を行うもので、会期は19日より1月26日までの8日間となっております。

1月20日金曜日には、臨時会の本会議が引き続き開催されるとともに、総務文教委員会で条例案の委員会審議が行われたところでございます。

同日より22日まで、立川オリオン書房ノルテ店におきまして、多摩郷土誌フェアを開催しております。

1月21日土曜日、道徳授業地区公開講座が第一小学校で開催されました。

最後になりますが1月23日月曜日、平成24年度の教育課程の届け出にかかわる説明会を、各小中学校の副校長並びに教務主任を参集して開催しております。

1月の教育長報告は以上ですが、引き続きまして、お手元にお配りしております資料をもとに、東京電力の福島第一原子力発電所事故に伴う放射能対応についての第6弾目のご報告をさせていただきます。

まず、例月行ってきております市立小中学校の空間放射線量の測定でございますが、引き続き1月分を第7回目として、1月18日より実施し、測定している最中で、データが各校からすべてまだ上がってきておりませんので、また改めて来月にこの結果についてはご報告させていただきますが、現在測定中ということでございます。

それから、学校給食食材の放射性物質の測定でございますが、お手元の資料1にありますように、1月に小中学校の献立をすべてミキサーで検体として測定しております。あわせまして牛乳の測定を

しているところをごさいますて、その結果が資料1に記載されているところをごさいます。

それから、あわせまして2月分の給食献立の産地のお知らせについて、以上のとおり、各保護者へ情報を開示しているところをごさいます。

それから、資料3になります。こちらにありますのが、今般、給食食材の放射性物質を市独自で測定するための検査機器のパンフレットをごさいますて、NaIシンチレーション検出器内臓γ線放射能モニターというものを1台購入して、給食の食材を測定していくということになります。今の予定ですと、2月8日から9日の間に納入され、設置される予定になっております。裏面の仕様にもごさいますように、重量が130キロと非常に重い物をごさいますので、業者によって設置をお願いしているところをごさいます。設置場所は第一給食センターの施設内を予定しております。設置された後、何回かの試用期間を経て、2月下旬から3月上旬にかけて本格測定を開始する予定をごさいます。

放射能の対応についての報告は以上をごさいまするが、引き続きましてもう1件、インフルエンザの状況についてご報告させていただきます。

1月に入りまして、引き続きいい天気が続いておりましたが、34日間乾燥の天気が続いたという影響からか、1月の中旬ぐらいから児童・生徒にインフルエンザ様疾患症状が出始めました。本日現在、第七小学校が1月23日、今週の月曜日から26日の木曜日まで学校閉鎖ということで、学校全体が休校しております。それから第五小学校があす、1月25日水曜日から27日金曜日まで学校閉鎖ということを決断いたしました。そのほかの学校につきましては、第二小学校で1学級、第三小学校で2学級、第六小学校が第2学年3学級をすべて、そして1学級を含めまして4学級で学級閉鎖になっております。なお、中学校は第二中学校の1年生の3クラスが今現在学級閉鎖に入っております。今の子どもたちには手洗い、うがいの励行、それからマスクの着用を指導しているところをごさいまするが、あわせまして学校側としても、教室内の換気や温度、湿度の管理をしっかりとやっているところをごさいまする。また、各家庭につきましては、子どもたちの早目の休養と、それからもし症状が出た場合には、早期に受診をされるようお願いをしているところをごさいまする。

教育長報告は以上をごさいまする。よろしくお願ひします。

○【佐藤委員長】 教育長報告が終わりました。ご質問、ご感想などいかがでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 報告いただいた中のうち、私は、駅伝の団結式と18日に行われた中学生生徒役員との懇談会、そして道徳教育の公開講座に出席いたしましたるが、特にこの中で印象に残ったのが、中学生の生徒会役員との懇談会でした。去年までの形と違っているのということでしたが、私は、ことし初めて参加したのですけれども、3つの中学校の生徒会役員の生徒1人ずつと、指導主事の方と教育委員ということで3つのグループに分けて、非常に活発で、さまざまな話をすることができて、結構、中学生の本音もある程度は聞けたのではないかと思いますし、我々としても実際に子どもたちの声を生で聞く機会になったので、とてもよかったと思ひました。非常に有意義な会だったのではないかとこのことを印象として持ちました。こういう形で、また工夫しながら続けていけるといいと感じました。

以上をごさいまする。

○【佐藤委員長】 ほかにいかがでしょうか。ご感想でも結構です。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 生徒会役員はみんないい生徒さんのような感じがしますが、本音を話すのですか。

○【山口委員】 いい生徒さんたちですけども、結構、本音を話していると感じました。ただ、女子と男子の違いなど、ちょうど中学生で出ころの話をお互いに言っていたりとか、お互いの生徒会役員としての悩みを言いながら、それぞれの学校の多少の違いなどを認識するようなこともできたのではないかと思います。いろいろと何回か繰り返すと、もう少し本音が出てくると思いました。

○【嵐山委員】 何か印象に残ったことはありますか。

○【山口委員】 そうですね。小学校と中学校の違いは、忙しくなったという話がどこのグループも出ていました。1つは学校の勉強が難しくなってきたよだということや、塾や部活などがあるので、いろいろなことを両立していくのが大変だということで、忙しくなったということをマイナスにとらえるのではなくて、前向きにとらえるような形で位置づけてもらえるといいということの感想を、私は述べたのですけれども、大人になると忙しくてたまらないわけです。これからも幾つものことを同時にやっていくわけですけども、その過程を歩んでいてくれるのだということを感じました。そして、みんな将来の夢をそれぞれ持っていて、詳細には覚えていないのですけれども、女子のほうが多量現実的な夢で、男子のほうはあこがれの的な夢のような感じを持ったのですけれども、それはやはり役員の生徒たちなので、そのあたりのことは多少見ているようであるということを感じました。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

是松教育長。

○【是松教育長】 私もその点なのですが、子どもたちに中学生になって大きく変わったことという質問に対して、女子の役員は、男子が精神的に幼稚に見えてきた。それから逆に男子のほうは、今まで自分たちと一緒に遊んでいた女子が急におとなしくなったという、それぞれの感想を述べていました。結局、男子たちは自分たちが精神的に幼稚なのではなくて、女子がおしとやかになったことと、それから自分たちは変わらないのだけれども、女子のほうが多量かと言うと大人ぶってきていて、自分たちはいつもと変わらないし、決して精神的に幼稚ではなくて、いざ何をやるようにと言われたらきちんとできるということで、討論していたところが非常におもしろかったです。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、私も幾つか感想を申し上げます。初めにインフルエンザについてですが、都教委でもインフルエンザの集団感染が広がっていることが確認され、また、東京都でも流行期に入ったと見ているという報道がありました。引き続き早目の対応をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、教育長報告の中にもありました中学生東京駅伝の結団式については、生徒たちにとっては若干の緊張感もあったようですけども、参加する態度が多量立派でした。それが多量うれしかったです。これから練習や試走、それから本番を通して体と心を鍛えながら、参加してよかった、楽しかったと言えるような大会にしてほしいと思ひます。

それから、先ほどお話があった中学生生徒会役員との懇談会についてですけども、限られた時間でしたが、生徒の話聞く態度、それから質問に対しても言葉を選びながら一生懸命に答えようとする姿勢に、多量感心しました。今もお話がありましたけれども、中学生になってとにかく忙しくなると、勉強も難しくなるとけれども、大切なのは集中力だというのが生徒の共通した声でした。集中力が勝負であること、勉強の仕方にも工夫が必要であるという声もありました。それから、改めて児童・生徒にとって、授業がいかにか大切であるか、また教員にとって、授業の中身が勝負であるということを感じました。

また、子どもたちの話から、学校へ持ち込む不要物、あるいは服装の乱れなどについても子ども自

身が問題意識を強く持っているということも感じました。

それから、親とのかかわりという話が出たときに、親とも仲良くやっていきたい好きな部活や好きなスポーツに打ち込むことができてすごく親に感謝している、照れくさくてさすがにありがとうと言ったことはないという声も聞かれました。私は子どもたちが感謝の気持ちを持つこと、ありがとうと思う心がとても大切であると思いました。近年子どもたちの自己肯定感の低さや、自信のなさが問題にされます。自分を認めたり、自分のよさに気づくことができているのでは等々さまざまなことが言われています。私は生徒たち声を聞いて、今の自分があるということが実はどれだけ多くの人の愛情に包まれて、どれだけ多くの人たちに支えられてきたのかということに気づくこと、言葉にすとかたい表現になってしまうかも知れませんが、思とか感謝という言葉になると思いますけれども、それらを感じられることが、子どもが自分自身を見つめ、認めていることであり、自己を肯定する第一歩であると同時に、子どもたちが前へ進むための確かな土台になるのではないかと思います。

また、展覧会がありましたので感想を話したいと思います。プログラムに「子どもたちの作品は輝きに満ち、豊かな発想と夢見るたくましさを伝えてくれている」という校長先生の言葉が載っていましたのですけれども、まさにそのとおりのすばらしい展覧会でした。物をつくる楽しさ、それから作品を仕上げる楽しさが伝わってきました。立体作品1つとっても、4年、5年、6年と木材を使った作品がありました。そのいずれもが木のぬくもり、温かさが伝わってくるすばらしい作品でした。学年を追うごとにしっかり段階を踏んで、その系統性を十分に意識しながら、子どもたちにさまざまな力をつけるために必要な経験をさせて次の学習に進んでいることが感じられました。さすがに6年生の木馬は大作で、大人でもつくることができるのだろうかと思うぐらいとてもすばらしい作品でした。また、造形に加えて写生の作品もありました。私は実際の事物や景色をよく見て、ありのままにかくという写生の学習は、とても大切だと思いますし、授業の中でしっかり勉強してほしいと思います。特に小学生の時期に、基本的なことを学習する機会がないと中学生になって、写生しなさいと言われても、なかなか難しいと思います。そういう基礎も踏まえて、教えていただいているということも感じました。また、各学年の共同作品や全校の共同作品もとても工夫されていて見事でした。子どもたちの健やかな成長が感じられてとてもうれしく思いました。

会場では子どもたちがお父さんやお母さんの手を引いて、自分の作品の前に連れて行って、とてもうれしそうに説明する姿をたくさん見ました。その中で上級生の作品のところへ手を引いて連れていく姿も目立ちました。どうも兄弟の作品というわけではないようで、上級生の作品があまりにもすばらしかったので、見せたかったようです。「すごいでしょ」「うまいでしょ」「びっくりするでしょ」と興奮しながら一生懸命話をしていました。その姿を見て、私はそれぞれの子どもの学習成果を発表する展覧会であると同時に、上級生へのあこがれであるとか、あと何年たったら自分もこんなことができるのかなとか、自分だったらこんな作品を仕上げたいなという、そういうあこがれを持てる場、見通しを持てる場にもなっているということを感じてうれしく思いました。

それから、道徳授業地区公開講座ですが、一小では意見交換会が形態を工夫して行われていました。その中で保護者の方からは、「教員と保護者の連携が感じられてうれしかった」という意見や、中学年、3年生と4年生の授業を見た方から、「学年が1つ上がることで、子どもたちの考えを深めることができている」という感想がありました。私はそれを聞いて、例えば道徳の授業について、学年が上がるごとに子どもたちの考えを深める授業になっているのか、そのあたりももう一重学校に意識をしていただいて、道徳の授業をさらに充実させていただきたいと思いました。

それから、意見と質問になりますが、最近、個人情報の紛失や流出の報道が相次いでいます。ぜひ、学校現場、教育委員会としてもいま一度、基本事項を徹底していただきたいと思います。

質問ですが、先ほど教育長報告の中で、教育委員会連合会の理事研修会があった旨、ご報告をいただきました。研修会のテーマは「教育行政の現状と課題」ということで、多摩教育事務所の所長がお話をされました。その中で、東京都教育委員会の重点施策と事業について幾つかお話をいただいた中で、2つ学校指導課にお話を伺いたいと思うのですが、1つは学校と家庭の連携推進事業についてです。具体的には、この前の「くにたちの教育」に、「家庭と子どもの支援員を配置して、国立市でも実際に行っています」ということが紹介されていました。この事業について都教委では、来年度、平成24年度、小学校は今の3倍、中学校は1.5倍に拡大したいというお話でした。国立市での取り組みや現状を、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

それからもう1点は、防災教育についてです。都教委でも防災教育の充実を図っていききたいということで、学校防災教育推進委員会を設置して、防災教育のあり方を検討していききたいということで予算もつけたというお話でした。防災教育については、これまでも何回かお話をしていますけれども、特に学校では避難訓練のあり方も問われていると思います。文科省では来年度以降、全国の小中学校に緊急地震速報を導入する方針で、その緊急地震速報のシステムを利用した避難訓練もこれから視野に入れる必要があると思います。それから、防災訓練のモデルなどを示したものを、春以降に文科省が作成するという報道もあります。市内小中学校での現状の避難訓練と工夫改善された。また、今、特に言われているのが、学校行事や授業中に限らずいつ地震があるかわからない。休み時間かもしれないし、清掃中かもしれないということで、さまざまなケースを想定した訓練が必要であるということがしきりに言われています。その点も含めてお伺いしたいと思います。加えて、きょういただいた「学校だより」の中で、全部は目を通していないのですが、来月、「被災地の学校と地域の連携」講演会が開催されるということが、二小の「学校だより」に出ていました。それについても、お話を伺えればと思います。

もう1つ、給食センターにお伺いしたいのですが、今の教育長報告の中で、測定器の申請が通って、導入が決まったといううれしいご報告をいただきました。「読売新聞」の多摩版にも、国立市が給食の放射能を毎日測定するという記事が載っていました。その記事の中に、給食の食材をミキサーにかけて測定をするとあり、その検査がどういったものであるのかということが、給食運営審議会でも質問があったようですので、簡単にご紹介いただきたいと思います。また、記事に、現行の国の暫定規制値を超えた場合の対応と、それからより厳しい新規制値を4月の適用前に上回った場合の対応が書いてありましたので、それについても簡単に結構ですので、説明をお願いしたいと思います。

では、学校指導課から。渡辺学校指導課長、お願いします。

○【渡辺学校指導課長】 まずは第1点目の学校と家庭の連携推進事業についてですが、今年度、23年度は二小、六小、二中に支援員の配置を東京都の事業を受けまして行っています。特に家庭訪問等を要する不登校のお子さんや、問題行動等を含む学校だけではなかなかその解決を図ることが難しいケースにつきまして、外部の方にご協力をいただいて、学校と家庭の間をつないでいただくということをお願いする事業です。

現在のところ非常に成果が上がってしまっていて、今まで学校になかなか足が向かなかったお子さんが、毎日ではないのですが、期間限定ではありましたが、連続的に迎えに行くことで、足が向くようになったというケースもあります。次年度も東京都では、この取り組みを拡大していくというお話もあり



ましたが、初年度が10分の10の補助金事業でして、2年目以降になりますと、市からも費用を3分の1負担するという事業でして、徐々に拡大していくと市の負担分もふえていくということで、現在の取り組みの成果の様子を見ながら、今後拡大していくかどうか、財政との兼ね合いもありますので、これから状況を見て判断していこうというところでもあります。

2点目の防災教育の充実ということですが、東京都が改定した「地震と安全」という副読本を、全小中学生に配本しまして、この副読本をもとに各学校ではさまざまな状況に応じて身の安全を守るための知識、理解を深める指導を進めているところです。

学校の具体的な取り組みとして避難訓練が挙げられるわけですが、これにつきましては、昨年の3月11日以降、今までの避難訓練の想定では対応できない部分もあるので、見直しを図るように各学校に指導して、既に平成23年度から登校時や、休み時間のときに起きたらどうするか。あるいは避難訓練ということを予告して行う場合と予告しないで行う場合、また、実際に避難が完了したときに、市民の方々も被災されて避難所として学校に参集してくるケースも踏まえて計画の見直しをするように話をしてきました。来年度に向けても同じような状況でさまざまなことを想定して、各学校が、今、計画を立てているところでもあります。

これに関連しまして、3.11のように想定していないようなケースが起きた場合には、例えば教育委員会と学校との情報連絡も遮断されてしまうことも考えられ、そういったときに各学校の対応の基本手順となるものについて、11校共通に認識をしようということで、基本的な対応基準のマニュアルのようなものを作成してきました。これは、今、第5案までできていまして、各小中学校で教員にも周知を図り、これに基づいて来年度の避難訓練計画も立てていくという流れになっています。その流れの中で、実際に想定外の被災をしたときに、学校や地域がどういう状況になるかということについては、なかなかこれ以上は議論をしても出てこないものですから、3.11で被災された学校の関係者のお話を、ぜひ伺いたいということになりまして、先ほどお話がありました2月4日土曜日の10時から12時まで、第二小学校の体育館において、気仙沼市立大谷小学校の校長先生とPTA会長をお招きして、被災当初のお話、それからそれ以降、学校再開に向けて、学校と地域がどのように連携をしているか、そして、まもなく1年たとうとしていますけれども、現状、今、どんな課題を抱えているかということについてご講演をいただく計画を立てているところです。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。都教委では、避難訓練の見直しについて3月を点検月間に指定したという報道があるのですが、それについては具体的に国立市で何か形になっているものなどがあるのでしょうか。

渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 先ほど幾つかお話しましたが、都教委のほうでも点検する項目、避難訓練に盛り込むべき状況についての調査をするということですので、そういった調査項目にあわせて、各学校での避難訓練について再点検をしていただくようなことになります。先ほど申し上げましたように、もう既に今年度の春から、市としては各学校と連携して計画を進めてきています。今後、課題になるのは、先ほども触れましたが、実際に第一次避難が終わったとき、多くの市民の方々が学校に参集されてきたときに、実際には仕切れる者が教員以外にいませんので、そのあたりの役割分担等を校内でも想定していかなければなりませんし、教育委員会や防災課との連携のあり方について考えながら、避難訓練のあり方についても見直していこうということでもあります。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。学校の防災機能の強化もしきりに言われておりますので、各課が連携をとっていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、村山給食センター所長、お願ひします。

○【村山給食センター所長】 ご質問いただきました放射能測定関係の内容でございます。まず1点目の給食の食材をミキサーにかけてということですが、実際の測定の内容といたしましては、今までは単体の野菜や牛乳などの測定を主としておりました。そのような中で、保護者の方からも、子どもたちが口にする段階でどのくらいの数値が出ているのか知りたいというようなご要望や、そして全国的にもそのような測定を勧めている専門の方もいるという中で、実際、外部にも測定をということまでこれまで2食ずつ実施した経過がございました。そのことを踏襲するような形で、小学校で提供します給食、主食、副食そのほかを、すべてをミキサーにかけ、均一の状態にした検体をはかっていると考えております。午前中に小学校、中学校それぞれの給食はできますので、毎日測定に努めていきたいと考えてございます。

2点目は、対応の方法ということですが、当然ながらその場で測定をいたしますので、その結果につきましては、速やかに公表するというのももちろんでございます。しかし、1つはその数値が、今のほうで定めています暫定規制値を超えるということになれば、その給食につきましては、当然提供を取りやめるといふ方向で考えてございます。さらに、私どもの測定機械と、外部で専門的に測定する機械の種類が違うということがありますので、数値が出た場合の取り扱いといたしましては、ことしの4月から、厚生労働省のほうでは新規規制値という呼び方がされております基準値を目安にしていく中で、測定した結果、その基準値を超えたものにつきましては、さらに精密な検査をということと、外部検査機関のほうに同じ検体を送り込み測定をするという2段の取り組みで、測定を進めていこうと考えてございます。

以上でございます。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。食品については検体や検査体制、それから予算の面でも万能な検査というのは非常に難しいと思ひます。今、お話があったように給食一食分の検査、それからこれまでの単体の検査も実施していただくことを、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、食品の安全性についてですが、保護者の信頼を得ることについては、安全性に関するきめ細かい情報発信が不可欠だと思ひます。また給食センター、それから教育委員会としての安全性に対する取り組みの姿勢を示していくことも大切だと思ひますので、これからは必要な情報に関しては、速やかにお伝えし、また理解に努めることをお願ひしたいと思ひます。

ほかにはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



## ○議題(2) 議案第1号 平成23年度教育費(3月)補正予算案の提出について

○【佐藤委員長】 よろしければ次に移ります。議案第1号、平成23年度教育費(3月)補正予算案の提出についてを課題といたします。

武川教育庶務課長、お願ひします。

○【武川教育庶務課長】 それでは、議案第1号についてご説明いたします。平成23年度教育費(3月)補正予算案の提出についてでございますが、当議案につきましては、平成23年度教育費につきまして、3月に開催されます第1回市議会定例会に補正予算を提出したいので提案するものでございま

す。

次のページをお開きください。補正の内容でございますが、初めに歳入予算でございます。款13、国庫支出金、項2、国庫補助金、目4、教育費国庫補助金を17万6,000円減額するものでございます。内訳としまして、節1、小学校費補助金につきまして、11万7,000円の減額、節2、中学校費補助金につきまして、5万9,000円を減額するものでございます。この減額は、小学校費補助金及び中学校費補助金の細節1、学用品等補助金及び細節4、特別支援学級就学奨励費補助金につきまして、歳出予算の変更及び対象児童数の減による補正でございます。

次に款14、都支出金、項2、都補助金、目7、教育費都補助金につきまして、1,025万円を減額するものでございます。内訳としましては、節1、小学校費補助金、細節1、被災児童就学支援等事業補助金、15万円を増額するもので、こちらは東日本大震災により被災し、国立市に避難してきた児童の保護者への就学援助にかかわる歳出予算に対する歳入でございます。節3、中学校費補助金では937万2,000円の減額で、主なものは細節3、公立学校施設冷房化緊急支援特別事業補助金を913万6,000円減額するものでございます。こちらは工事契約確定に伴う補助金の交付決定によるものでございます。

2ページをごらんください。節4、社会教育費補助金では、102万8,000円を減額するものでございます。細節4、国民体育大会競技普及啓発事業費補助金の48万円の増額ですが、東京国体のマスコット「ゆりーと」の着ぐるみを製作するための補助金でございます。5分の4を上限として交付されるものでございまして、東京国体開催をPRするためのものでございます。

最後に款19、諸収入、項4、雑入、目4、雑入、節1、本人負担分、細節7、通級指導学級送迎サポート事業本人負担分を8万6,000円減額するもので、利用者数の減によるものでございます。

歳入につきましては以上の補正でございまして、合計1,051万2,000円の減額補正を計上するものでございます。

続きまして3ページをお開きください。歳出にかかわる補正でございます。補正の項目が多くございますが、決算見込みまたは契約差金が補正の理由となっておりでございますので、主な項目についてご説明させていただきます。

項1、教育総務費の下から3段目をごらんください。項1、教育総務費、目3、教育指導費、事務事業、外国籍及び海外帰国児童生徒支援事業に係る経費、節8、報償費についてでございますが、対象児童・生徒の減により276万7,000円を減額するものでございます。

すぐ下の欄をごらんください。事務事業、学校図書データベース化事業に係る経費、節13、委託料でございますが、こちらは東京都の緊急雇用創出事業により実施いたしました事業でございます。小中学校の蔵書、各校約9,000冊のデータベース化を行ったものでございます。契約差金でございまして、930万1,000円を減額するものでございます。

4ページをお開きください。項2、小学校費、目2、教育振興費、事務事業、就学援助事業に係る経費、節20、扶助費についてでございますが、460万7,000円を減額、あわせて5ページをお開きください。表の上から3段目、項3、中学校費、目2、教育振興費、節20、扶助費、635万円を減額するものでございます。こちらは国立市立小中学校に就学する児童・生徒の保護者で、教育費にお困りの世帯に対し、教育費の一部を援助する事業でございまして、対象児童・生徒数の減によりまして減額するものでございます。

同じく5ページの項3、中学校費、目5、学校整備費、事務事業、教育環境整備事業に係る経費、

節15、工事請負費でございますが、こちらは現在工事を実施している中学校エアコン設置工事にかかります補正予算でございます。6,650万円を契約差金により減額補正をするものでございます。

6ページ、7ページにつきましては、決算見込み、契約差金となっております。

一番下の合計欄をごらんください。歳出につきましては以上の補正でございます、補正額合計1億1,382万3,000円を減額計上するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

ないようでしたら、私から4点、お聞きたいことがあります。初めに3ページの節8、報償費の中の児童・生徒日本語指導員謝礼についてです。今、ご説明いただいたのですけれども、対象児童・生徒数の減ということでした。これは外国籍及び海外帰国児童・生徒を支援するというもので、これまでの人数、あるいは増減の傾向から推定をして予算を出すということであったと思うのですけれども、減の金額がやや大きいと思いましたので、この児童・生徒数の減については一過性のものととらえているのかということをお聞きしたいと思います。それから、予算そのものではないのですが、全国的には外国籍、それから海外帰国児童・生徒の日本語の指導については十分ではない実態があると報道されています。予算とは別の意味で、国立市の外国籍及び海外帰国児童・生徒、あるいは場合によっては保護者も必要なケースがあると思うのですが、この指導に関しては、現状、十分な指導ができていくのかということをお伺いしたいと思います。

もう1点が、4ページと5ページになるのですが、今、武川教育庶務課長からもお話のあった教育費の一部を援助する事業についてです。4ページでは節20、それから5ページでも同じ節20、扶助費のことですけれども、これも対象児童・生徒数の減による減額ということですが、私の中では、教育費の一部援助を必要とされる方はふえているのではないのかという認識があったので、この減額について、もし補足説明がありましたら、お願いしたいと思います。

それからもう1点は、予算に絡むことではないのですが、3ページの下から3段目、小中学校ともにですが、学校図書データベース化が、今進んでいると思います。そのデータベース化は順調に進んでいるのでしょうかという確認が1つです。

そしてもう1つは、文化財の関係なのですが、6ページに、文化財保護審議会委員報酬の欄があります。文化財保護審議会委員数の減により減額ということで、この文化財保護審議会委員は直接調査にかかわるということではないと思うのですけれども、次年度教育委員会としては、本田家所蔵の資料や、元日本興業銀行クラブハウス建物、それから先月には谷保天満宮の東側のあたりに貴重な古墳が出たということで、もうすぐ調査が始まりますということでした。文化財に関する取り組みも大切に考えながらさまざま具体的に進めている状況の中で、文化財保護審議会委員もぜひ新しい方といえますか、ふさわしい方をお迎えしたいという話だったと思うのですけれども、その現状についてお伺いできればと思います。

渡辺学校指導課長。

○【渡辺学校指導課長】 まず、外国籍及び海外帰国児童生徒支援事業に係る経費ですが、例年10名程度を見越して見積もって、予算計上させていただいておりますが、今年度は1月4日現在で1名ということで、昨年度を見ましても、当初は10名程度を予定しているのですが、同様に、この時期に補正をするということが多いようです。こちらについてはその年度にならないと、本当に見通しができないものですので、例年10名を目途に予算計上と補正予算の計上をさせていただいております。

続きまして、就学援助事業につきましてですが、こちらも例年、これまでの数を見込んで予定をし

ているのですが、この時期に大体50名程度、当初の見込みよりも少ない申請にとどまっていますので、ここで補正をさせていただくということでもあります。申請制度でありますので、この制度の周知については、議会等でも問われていまして、漏れのないように努めているところですが、現状としてはこのような減額補正をするような状況になっております。

それから、学校図書のデータベース化につきましては、委託事業で完了いたしました。そして、第1回目の新しいデータベースを活用したデジタル系の操作の仕方について研修会を行っているところです。また、新年度になりまして、教員や図書支援員の入れかわりも多少ありますので、新しいメンバーになったところで、2回目の研修を実施する予定であります。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。

では、小林生涯学習課長。

○【小林生涯学習課長】 それでは、文化財保護審議会委員関係の減額補正についてお話させていただきます。

こちらにありますように、審議会委員の委員数の減によるもので、昨年8月1日付で1名の委員が一身上の都合により委員を退職しております。その退職による減額となります。先ほど委員長からもありましたように、文化財につきましては、さまざまな案件があり、そのことにつきましては、今年度中に諮問と答申を行っていく予定です。委員の数につきましては、決まりの中では10人以内となっているのですが、現在は4名となってしまいました。やはり大切な案件を審議するというので、来年度に向けて、今、2名ほどに候補を絞りまして、なるべく早い時期に、定数まではいかないのですが、委員の数をふやす方向で検討しているところであります。

以上です。

○【佐藤委員長】 ありがとうございます。就学援助等につきましては、申請制度ということで、申請しなければ受けられないという仕組みですので、必要な情報が必要とされる方にきちんと伝わっているのか、行き届いているのかということについても、どんな媒体を使うことが有効かということも含めて、いま一度確認をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それから、日本語指導については、制度としては十分機能しているということで、よろしいのでしょうか。

○【渡辺学校指導課長】 はい。

○【佐藤委員長】 わかりました。ほかにはいかがでしょうか。

是松教育長。

○【是松教育長】 少し補足の意味、情報提供ということで申し上げておきます。先ほど委員長からご質問のありました就学援助ですけれども、国立市の認定率というものを小中学校別にお知らせ、申し上げておきますと、小学校の場合で、おおむね全体児童の15%の児童が、学用品、修学旅行費、給食費等の教育費の援助を受けていらっしゃいます。国立市の小学校の場合は、認定率はおおむね15%ぐらいです。

それから中学校になりますと若干認定率が上がりまして、ここ数年来をしてみると、おおむね22~23%という認定率になっております。先ほど委員長が言われたように、こういった制度があるということについては、各学校を通してすべての家庭にパンフレットを配付しておりますし、また、給食費未納の収納においても、各ご家庭に訪問した際に、経済的に困りであればこのような制度があり

ますということもアナウンスしているところであります。なるべくご活用していただけるような、アナウンスについては日ごろから努めているところでございます。

それからもう1点、外国籍の児童・生徒の日本語指導ですけれども、これは一時中国から引き揚げてくるご家庭があった中で、国立市の場合も、大勢の引き上げ者の方の子女についての通訳は必要だったのですが、そういったことがだんだん減って来たということが1点と、これは景気動向もあるのでしょうか、いわゆる海外に行かれて戻ってくるという帰国子女の方も比較的少なくなってきたのではないかとということがあります。それから、それに比べて一方では、一橋大学が留学生の受け入れをしている関係で、海外から家族ぐるみで来られて、そのお子さんが日本の学校に入られるという例も、以前はよく見受けられるようなところだったのですが、今はそういうお子さんの日本語指導通訳もあまりご要望がないというような状況です。ちなみに、国立市の場合は児童・生徒の外国籍別に見ますと、中国、韓国が圧倒的に多く、それからインド、ネパール、バングラディッシュ、マレーシア、スリランカなど東南アジアからのお子さんが1人か2人ぐらいいらっしゃるということと、ヨーロッパやアメリカからはあまりいらっしゃらないという状況です。皆無ではありませんが、ロシアから1人、アメリカから1人というような在籍数であったと、私のほうで確認しているところです。ご参考になさっていただければと思います。

○【佐藤委員長】 細かい説明をいただきました。ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 議案第1号、平成23年度教育費(3月)補正予算案の提出については可決といたします。



○議題(3) 議案第2号 国立市公民館条例の一部を改正する条例案について

議案第3号 国立市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則案について

○【佐藤委員長】 次に、議案第2号、国立市公民館条例の一部を改正する条例案について、議案第3号、国立市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

一括して説明をいただき、審議の後、個別採決といたします。

では、石田公民館長、お願いします。

○【石田公民館長】 それでは、国立市公民館条例の一部を改正する条例案について、説明させていただきます。

この改正は、平成23年8月、第177回の国会におきまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、これは第2次一括法案というのですけれども、こちらが可決され188もの法律が改正されたもののうちの1つであります社会教育法が改正されたことに起因するものでございます。社会教育法第30条第1項では、公民館運営審議委員会の委員の委嘱に当たって、学校教育及び社会教育の関係者、それから家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から市町村の教育委員会が委嘱するという、委嘱の基準を削除いたしました。あわせて第2号のほうでは、この委員の基準については市町村の条例で定めるものという改正を

行ったところでございます。その後、文部科学省令を参酌するというので、文部科学省令では、先ほど申しました学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとするという、参酌の基準を設けたものでございます。

つきましては、法改正の趣旨に基づき、国立市公民館条例の第5条を改正するものでございます。

それでは、1ページをめくっていただいて、改正する条例案をごらんください。国立市公民館条例の一部を次のように改正する。

説明に戻りますが、あわせて、この法改正とは別なのですけれども、従前の規定にごさいました不十分な部分もあわせて改正するものでございます。条例案をごらんください。

第5条第3項中「2年」を「2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

これは委員の任期は2年という規定がございましたけれども、こちらは補欠委員が出た場合の任期を整えたところでございます。

それから、3、委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、委員会が委嘱する。

付則としまして、1、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2、この条例の施行の際現に改正前の第5条に規定する公民館運営審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の第5条第3項の規定により公民館運営審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における改正前の第5条に規定する公民館運営審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とするものでございます。

その次のページをごらんください。具体的に新旧対照表をつけさせていただいております。右側が改正前、左側が改正後でございます。下線が引いてあるところが改正する部分でございます。

次に議案第3号の説明をさせていただきます。国立市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則案について。国立市公民館条例の一部改正に伴いまして、運営審議会規則に設けてございます委員の構成の部分について、条例のほうに設けられましたので、この部分を改正するものでございます。

1ページめくっていただいて、規則案をごらんください。国立市公民館運営審議会規則の一部を次のように改正する。

第1条中「国立市公民館運営審議会」を「公民館運営審議会」に改める。

それから、第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り上げる。

附則、この規則は、平成24年4月1日から施行する。

1ページめくっていただいて、新旧対照表がございまして。条例案の新旧対照表と同様に、右側が改正前、左側が改正後でございます。具体的に下線が引いてあるところが改正する部分でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますか。

議案第2号、議案第3号ともに社会教育法の一部改正に伴う改正、それからあわせて文言の整理をしたという説明がありました。委員の基準、それから任期等につきましても現状と変わらないという話もございましたので、結構だと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、採決に入ります。初めに議案第2号、国立市公民館条例の一部を改正

する条例案については、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、議案第2号、国立市公民館条例の一部を改正する条例案については可決といたします。

次に、議案第3号、国立市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則案についても、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 それでは、議案第3号、国立市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則案については可決といたします。



#### ○議題(4) 国立市図書館条例の一部を改正する条例案について

##### 国立市図書館協議会規則の一部を改正する規則案について

○【佐藤委員長】 次に議案第4号、国立市図書館条例の一部を改正する条例案についてと、議案第5号、国立市図書館協議会運営規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

一括して説明をいただき、審議の後、個別採決といたします。

森永図書館長、お願いします。

○【森永図書館長】 それでは、議案第4号、国立市図書館条例の一部を改正する条例案について、並びに議案第5号、国立市図書館協議会運営規則の一部を改正する規則案について、ご提案の説明をさせていただきます。

こちらの改正に至る経過につきましては、先ほど公民館長からありました国の一括法に関連しての改正であります。図書館協議会につきましては、現行の図書館法にうたわれておりました。この一括法の成立によりまして、図書館法につきましても改正が行われております。その中で図書館に置かれている図書館協議会委員の任命の基準につきましては、文部科学省令で定める基準を参酌して、条例で定めることとされました。この文部科学省令によりまして、図書館法の施行規則の改正が行われました。この施行規則の中で、図書館協議会委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準がうたわれまして、具体的には条項の中で、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとするというように新たに設けられたものであります。

この施行規則を受けまして、当市の図書館条例の整備を図るという内容であります。平成24年4月1日から実施するために、現行の国立市図書館条例の一部を改正するものであります。

内容といたしましては、図書館法の一部改正等に伴い、図書館協議会委員の任命の基準を定めるため条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお開きください。こちらには条例案の具体的な改正内容が盛り込まれております。国立市図書館条例の一部を改正する条例案です。

国立市図書館条例(昭和48年10月国立市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「委員は」を「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」に改める。

この附則につきましては、先ほどの公民館条例改正の附則と同様のものがございます。省略させていただきます。



次のページをごらんください。こちらには条例の改正によります新旧対照表を添付しています。左側が新しい内容で、右側が今までの改正前の内容でございます。下線を引いた部分が改正の内容となっております。

続きまして、議案第5号、国立市図書館協議会運営規則の一部を改正する規則案について、ご説明申し上げます。

こちらの内容といたしましては、先ほどの国立市図書館条例の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、規則の一部を改正するものであります。

次のページをお開きください。国立市図書館協議会運営規則の一部を次のように改正する。

第1条中「基づき国立市図書館協議会」を「基づき設置する図書館協議会」に改める内容でございます。

続きまして、第2条を全文削ります。これによりまして、以下の条文を1条ずつ繰り上げることとございます。第3条を第2条とし、第4条を第3条とし、第5条を第4条とするものでございます。

付則では、この規則は、平成24年4月1日から施行するというものでございます。

次のページをお開きください。図書館協議会運営規則の新旧対照表を添付しております。左側が新しい内容でございます。右側が今までの規則の内容でございます。下線を付した部分が改正される部分であります。

ご説明は以上でございます。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○【佐藤委員長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますか。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 感想ですけれども、残念ながら決まってしまうわけですから、この図書館条例も、それから公民館条例も、旧のほうがすっきりしていていいですね。新しくなった規則はよくなったと思えません。国が決めてきたわけで、ただ文章を長くすることによって、どこがよくなったかわかりません。両方の条例にあります。新しくこのように変えることによって一体どこがよくなったかということが見えません。例えば図書館条例も公民館条例も、「委員は、教育委員会が委嘱する」というのが旧で、今度は、「委員は、学校教育の関係者など、ある者の中から教育委員会が委嘱する」となりました。今までも、教育委員会が確かな人を委嘱していたわけですから、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」なんて実際にしてきたことです。条文の無駄ないじりで、しかも悪文です。このような改正文がとても多い。これについては反対しても、決まってしまうことなのですから、最近の条例の改正というのは、前の簡潔な条例が持っているすっきりした文章に対して、附属した文章をたくさんつけて、わかりにくくしているという文章になっています。私の感想としては、あまり良くない文章であるという感想を持ちました。

○【佐藤委員長】 感想をいただきました。確かに条例や規則はふだなじみの薄い文言が並んでいる印象は否めないと思います。説明にもありましたとおり、図書館法の一部改正に伴うものであり、整理を図ったということでした。本来は、地域の自主性、自立性を高めるためという理由でしたので、自治体としてもこの本来の目的に沿うような努力が必要であると思います。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 これは地域の自主性を求めるのではなくて、逆に規制していると思います。地域の

自主性を求めるのであったらこのように細かく規制する必要はないわけで、すべての条例が自主性という名目のもとに規制しているという感じがあります。

○【佐藤委員長】 おっしゃることはよくわかりますが、何かしらの線引きも必要ということであると思います。改正につきましては、結構かと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○【佐藤委員長】 それでは、採決に入ります。まず初めに、議案第4号、国立市図書館条例の一部を改正する条例案について、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○【佐藤委員長】 議案第4号、国立市図書館条例の一部を改正する条例案については可決といたします。

続きまして、議案第5号、国立市図書館協議会運営規則の一部を改正する規則案についても、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、議案第5号、国立市図書館協議会運営規則の一部を改正する規則案についてを可決といたします。



#### ○議題（5） その他報告事項1） 平成24年国立市成人式の実施報告について

○【佐藤委員長】 次にその他報告事項に移ります。報告事項1、平成24年国立市成人式の実施報告についてをご報告願います。

小林生涯学習課長、お願いします。

○【小林生涯学習課長】 それでは、資料がお手元にあると思いますので、平成24年国立市成人式の実施につきまして報告させていただきます。

式典は平成24年1月9日に実施いたしました。韓国や中国からの留学生を含めた8名の新成人で準備会を立ち上げ、プログラムの作成、新成人の言葉、合唱曲の選曲などを話し合い、会議室でのリハーサルを何度も繰り返し、準備を進めてきました。

式の前日、準備の整った実際の会場で、吹奏楽団、準備会メンバー、手話通訳者等に集まっていたき、リハーサルを行いました。

式典の当日ですが、開始時間で2分、二部のケーキパーティ開始で15分と少しおくれしてしまいましたが、資料にありますとおり実施いたしました。

（3）の全員合唱のところですが、①の次に13とありますが1を削除して、3.11としてください。申しわけありません。

全員合唱は、ことし起きた3.11の被災地へのエールの意味を込めて、また大人として生きていく自分たちへの激励の意味を込めて、準備会として「上を向いて歩こう」を選びました。準備会メンバーは歌や間奏にある口笛まで練習し、当日はその成果が出ていたと思います。

ケーキパーティですが、ことしの干支である辰を入れたものなど、委託先のケーキ店の工夫が見られました。

参加状況ですが、人数につきましては裏面に書いてありますように、対象者は昨年より67人ふえた865人で、参加者は昨年より27人ふえまして515人となりました。参加率は昨年とほぼ同じで約60%、59.5%でございました。

総括ですが、準備会への参加メンバーは、当初はほとんど応募がなく、例年どおり集めるのが難しい状況ではございましたが、ことしも8名の方に準備会に参加していただいたところです。全体としては大きな混乱もなく式を終えることができました。

以上で、報告を終わります。

○【佐藤委員長】 報告をいただきました。ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

では、成人式に参加した感想を申し上げます。

先ほど参加率が59.5%というお話がありましたが、ことしも参加者が非常に多く、晴れやかな、華やかな成人式でした。無事開催できましたことに、準備会メンバーを初め、職員の方々、それから関係者の皆様に心からお礼を申し上げたいと思います。準備会のメンバーも司会進行も含めてとてもよかったと思います。それから、新成人の言葉もとても心に響くものがありました。

全体としては、若干私語が多かったという感想を持ちましたので、それがとても残念でした。久しぶりの思わぬ再会もあったと思うので、話が尽きないという状況もわかりますけれども、どういう状況であっても、人の話を聞く際は聞く姿勢というものがあると思いますし、そこにも思いが至るような成人に育ってほしいと思います。それを考えたときに、義務教育を終えた後も、家庭はもちろんですけれども、地域社会がどうかかわり続けていくかということも大切であると改めて感じました。

ご苦労いただいた歌の選曲についてですが、参加者の中には「『大地讃頌』を歌うと思っていた」という声や、「知らない歌だった」という声も実際にあったと聞きましたけれども、今、ご説明いただいたように被災地へのエールを込めて、それからこれから大人として生きていく自分たちへの激励の意味を込めてということで、準備会のメンバーの選曲に際しての思いは、十分伝わったのではないかと思います。また来年も準備会メンバー、それから大先輩としても行政としてかかわっていく中で、ぜひすばらしい式典にしてほしいと思います。

それから、準備会メンバーの確保が毎年難しいというお話を伺うのですが、国立市の公立小中学校には同窓会の組織がないので、それも要因の1つではないかと思っています。

以上が感想です。

ほかにはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



#### ○議題(6) その他報告事項2) 市教委名義使用について

○【佐藤委員長】 それでは、その他報告事項2に移ります。市教委名義使用について。

小林生涯学習課長、お願いします。

○【小林生涯学習課長】 それでは、後援等名義使用承認一覧をごらんください。平成23年度12月分の2件について、ご説明させていただきます。

1番目は、憲法とわたしたち連続講座実行委員会主催の「憲法とわたしたち連続講座No.36」でございます。市民とともに憲法を学び合うことを目的とする連続講座の36回目。今回は憲法第39条「事後法」について学ぶものです。前回は13名の参加があった旨の報告を受けております。

2番目は、くにたちこどもまつり実行委員会主催の「くにたちこどもまつり第28回凧あげ大会」でございます。手づくりの凧による「凧あげ大会」への取り組みを通して、親子・地域での子育て、子育ての回復を目的とした、幼児・低学年・中学年・高学年以上のグループに分けて審査し、各種賞を与え、参加者全員に参加賞としてご褒美カードを渡します。大会の前には子どもと凧づくりをするた

めに、大人の凧づくり講習会を開いています。また、子ども向けの凧づくり講習会も全公立小学校区で行います。そして、つくった凧を大会当日に揚げて競うというものです。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○【佐藤委員長】 報告が終わりました。ご感想、ご意見などございますか。

山口委員。

○【山口委員】 いいことであると思います。凧あげ大会は何名ぐらいの参加がありますか。

○【佐藤委員長】 小林生涯学習課長。

○【小林生涯学習課長】 今、手元に資料ないので、次回、報告したいと思います。申しわけありません。

失礼しました。予算のほうから、約270名の子どもたちと保護者の方々がかかわり、楽しい1日を過ごしますと書いてありました。

○【山口委員】 はい。

○【佐藤委員長】 以前、私も子どもたちと一緒に、凧あげ大会に参加しました。お天気と風次第なのですが、たくさんの方が来られると思いますので、圧巻の様子を一度ごらんになっていただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 私も凧あげ大会では、保護者として手伝いに行っていたのですけれども、本当に児童館の職員の方々が準備に準備を重ねていただいて、本当に当日まで大変な思いをして、実施していただくのを、一緒に裏方として見せていただいたのですけれども、本当に小さな子どもたちから大人までが伸び伸びと参加する会といたしますか、本当に楽しませていただきました。お手伝いに行って、さらに楽しませていただくということでは、本当に皆様、ご苦労さまでございます。ありがとうございます。

○【佐藤委員長】 ご感想をいただきました。親子だけでなく、児童館の職員や地域の方々等、顔を知らない大人とのさまざまな出会いがあります。こうしたかかわりは子どもたちにとって必要であると思いますので、凧あげ大会は、いい機会になっているのではと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【佐藤委員長】 なければ、秘密会の案件を除いて、本日の審議案件はすべて終了しました。

ここで、次回の定例教育委員会の日程を決めておきます。どのようになりますか。

兼松教育次長。

○【兼松教育次長】 次回、2月の定例教育委員会でございますが、2月21日火曜日、午後2時から、会場はこの教育委員会室とさせていただきますと思います。

○【佐藤委員長】 それでは、次回の定例教育委員会は、2月21日火曜日、午後2時から、会場は教育委員会室といたします。

傍聴の皆様、お疲れさまでございました。一部、路面が凍っているようですので、お気をつけてお帰りください。

午後3時23分閉会